

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－4 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1－2 主な着眼点 （１）～（４）（略）</p> <p>（５）サイバーセキュリティ管理 ①～⑥（略）</p> <p>⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、Ⅱ－3－5－2（２）によるセキュリティの確保を講じているか。 <u>認証方式や不正防止策として、全国銀行協会の申し合わせ等には、以下のようなセキュリティ対策事例が記載されている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式 ・取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証 ・ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行う 	<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－4 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1－2 主な着眼点 （１）～（４）（略）</p> <p>（５）サイバーセキュリティ管理 ①～⑥（略）</p> <p>⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、Ⅱ－3－5－2（２）<u>又はⅡ－3－6－2（２）</u>によるセキュリティの確保を講じているか。 <u>なお、全国銀行協会の申し合わせ等には、以下のような実効的な認証方式や不正防止策を用いたセキュリティ対策事例が記載されている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式 ・取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証 ・ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行う

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>トランザクション認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供 ・利用者のパソコンのウィルス感染状況を金融機関側で検知し、警告を発するソフトの導入 ・<u>電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用</u> ・不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備 等 <p>(新設)</p> <p>⑧ サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。</p> <p>⑨ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</p>	<p>トランザクション認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用</u> ・取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供 ・利用者のパソコンのウィルス感染状況を金融機関側で検知し、警告を発するソフトの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備 等 <p><u>(注) キャッシュカード暗証番号のような組み合わせの数が僅少な情報を記憶要素として用いる認証方式は、インターネット上での利用を避けることが望ましいことに留意。</u></p> <p>⑧ <u>インターネットバンキング等の不正利用を防止するため、電話番号やメールアドレスなど預金者への通知や本人認証の際に利用される情報について、不正な登録・変更が行われないよう適切な手続きが定められているか。</u></p> <p>⑨ サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。</p> <p>⑩ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(6) ~ (10) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(6) ~ (10) (略)</p> <p><u>Ⅱ-3-6 外部の決済サービス事業者等との連携</u></p> <p><u>Ⅱ-3-6-1 意義</u></p> <p><u>フィンテックの進展に伴い、スマートフォンのアプリ等を用いて、インターネット口座振替サービス等の方法により預金口座と連携させる決済サービス（以下「連携サービス」という。）を提供する事業者（以下「連携サービス提供事業者」という。）が多数登場している。</u></p> <p><u>こうした連携サービスは、キャッシュレス社会の実現に向けて、利便性の高い金融サービスを国民に提供していくこととなる一方で、連携サービスを悪用し、連携を行う預金口座の預金者になりすまして不正な取引を行う事案が発生するなど、連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、連携サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、銀行及び連携サービス提供事業者の双方にとって重要な課題となっている。</u></p> <p><u>銀行は、顧客保護を図るとともに預金口座の信認を確保するため、連携サービスに係るセキュリティ対策等を講じる必要があるが、その場合には</u></p> <p><u>・連携サービスは、直接的には連携サービス提供事業者が利用者に提供するサービスであるが、連携サービスの利用者は預金者であることを踏まえ、銀行は連携サービス提供事業者と共に顧客保護に係る態勢を適切に構築する必要があること</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>・<u>連携サービスに係る不正取引の態様によっては、インターネットバンキングを利用していない預金者にも被害が生じるおそれがあること</u></p> <p>・<u>連携サービス全体のリスクを把握して、預金口座との連携や連携サービスへの口座振替、不正取引のモニタリング、不正出金等が発生した場合の顧客対応や補償といった連携サービスの各段階における対策を講じる必要があること</u></p> <p><u>といった連携サービス特有の留意点を踏まえた上で、連携サービス提供事業者とも協力し、顧客保護と利用者利便の向上とを両立する必要がある。</u></p> <p><u>(注) 銀行は、連携サービス提供事業者以外の事業者との間でも口座振替契約等に基づく資金移動を行っているが、こうした場合でも銀行は、当該口座振替契約等における預金者へのなりすましや資金移動に係るリスクを適切に把握し、本監督指針の趣旨も踏まえ、そのリスクやサービスの特性に応じた対策を取る必要があることに留意する。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－６－２ 主な着眼点</u></p> <p><u>(１) 内部管理態勢</u></p> <p><u>① 預金口座に係る不正取引等、犯罪行為の手口が高度化・巧妙化していることを踏まえ、連携サービスに係る対策についても最優先の経営課題の一つとして位置付け、取締役会等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上を図り、安全性と利便性とを両立させたサービスの提供に努めて</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>いるか。</u></p> <p>② <u>連携サービスに係る責任部署を明確化し、連携サービスに係る業務の実施状況（連携サービス提供事業者における業務の実施状況（連携サービスの内容を変更する場合を含む。）を含む。）を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、連携サービス提供事業者において連携サービスに係る業務を適切に運営しているか確認する態勢が構築されているか。</u></p> <p>③ <u>連携サービスに係る不正取引の発生状況や犯罪行為の手口、顧客からの相談等に係る情報を収集・分析し、セキュリティの高度化や連携サービスに係るリスクの早期検知・改善を行うなど、連携サービスに係る業務の健全かつ適切な運営が確保される態勢が構築されているか。また、金融関係団体と必要な情報・分析結果を連携する態勢が構築されているか。</u></p> <p>④ <u>内部監査部門は、定期的又は必要に応じて、連携サービスに係る業務の実施状況（セキュリティ・レベルに関する事項を含む。）について監査を行っているか。また、その内容を取締役会等に報告しているか。</u></p> <p>⑤ <u>連携サービスに係るリスク分析、対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆる PDCA サイクルが機能しているか。</u></p> <p><u>（2）セキュリティの確保</u></p> <p>① <u>連携サービスに係る不正取引を防止し、顧客保護を図る観</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>点から、連携サービス提供事業者と協力し、連携サービス全体のリスクを継続的に把握・評価し、当該評価を踏まえ、一定のセキュリティ・レベルを維持するために体制・技術、両面での検討を行い、適切な対策を講じているか。また、連携サービス提供事業者が行うリスク評価や検証に係る作業に協力しているか。</u></p> <p>② <u>預金者へのなりすましによる不正取引を防ぐため、連携サービス提供事業者において実施している当該サービス利用者に対する取引時確認や預金者との同一性の確認の状況を継続的に把握・評価し、当該評価を踏まえた適切なセキュリティ管理態勢を構築しているか。また、必要に応じて、連携サービス提供事業者の実施する預金者との同一性の確認などに協力しているか。</u></p> <p>③ <u>預金口座との連携を行う際に、固定式の ID・パスワードによる本人認証に加えて、ハードウェアトークン・ソフトウェアトークンによる可変式パスワードを用いる方法や公的個人認証を用いる方法などで本人認証を実施するなど、実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の導入により預金者へのなりすましを阻止する対策を導入しているか。</u></p> <p><u>(注) 実効的な認証方式についてはⅡ－3－4－1－2（5）⑦を参照。なお、実効的な認証方式などのセキュリティ対策は、情報通信技術の進展により様々な方式が新たに開発されていることから、定期的又は必要に応じて見直しを行う必要があることに留意。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>④ <u>連携サービスに係る不正取引のモニタリングでは、犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や不正取引の発生状況等を踏まえた適切なシナリオや閾値を設定するなど、早期に不正取引を検知可能とするモニタリング態勢を構築しているか。</u></p> <p>⑤ <u>資金を事前にチャージして利用する連携サービスなど、銀行が連携サービス利用者による取引をモニタリングすることが困難な場合には、当該連携サービス提供事業者による不正取引をモニタリングする態勢を確認するとともに、犯罪発生状況や犯罪手口に関する情報を適切に連携するなど、顧客被害の拡大を防止する態勢が整備されているか。</u></p> <p>⑥ <u>連携サービスに係る不正取引を検知した場合、速やかに利用者に連絡する、不正取引が行われているおそれのある口座に係る取引を一時停止するなど、被害の拡大防止を図る態勢が構築されているか。</u></p> <p>⑦ <u>顧客が早期に被害を認識可能とするため、連携サービスに係る口座振替契約の締結時などに、顧客への通知などにより、顧客が適時に取引の状況を確認できる手段を講じているか。</u></p> <p>⑧ <u>上記の過程で、連携サービス全体に脆弱性が認められる場合には、連携サービスを一時停止する等の対応を取り、脆弱性を解消してからサービス再開を行う態勢としているか。</u></p> <p>⑨ <u>犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や、犯罪発生状況を踏まえ、リスクを継続的に把握・評価し、必要に応じ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>て認証方法の高度化を図るなど不正防止策の継続的な向上を図っているか。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>・「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」(令和2年11月30日：全国銀行協会)</u></p> <p><u>(3) 顧客保護</u></p> <p><u>① 連携サービスは、連携サービス提供事業者が直接的に利用者との接点を持つサービスであるが、銀行においても、連携サービスの利用者が預金者であること、預金口座と連携した上で提供されるサービスであることを踏まえ、利用時における留意事項等を顧客に説明する態勢を整備するとともに、連携サービスに係る利用者からの相談を受け付ける態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>② 連携サービスにおいて不正取引が発生した場合を想定し、連携サービス提供事業者との間で連絡体制の構築や被害の公表方針の策定といった被害拡大防止に係る適切な態勢を構築しているか。</u></p> <p><u>③ 事前に連携サービス提供事業者との間で業務運営に当たって生じる責任分担などが取り決められているか。特に、不正取引により顧客被害が発生した場合には、速やかに損失の補償を行う必要があることを踏まえ、事前に連携サービス提供事業者との間で補償方針や補償の分担についての取決めを行っているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>（注）連携サービスに係る不正取引の被害者は、必ずしも当該連携サービスの利用者に限られないことから、顧客から不正取引に係る相談や届出を受けた場合には、銀行に帰責性が無い場合であっても、迅速かつ真摯な対応を行うとともに、必要に応じて連携サービス提供事業者と協力して対応する必要がある点に留意する。</u></p> <p><u>（参考）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>預金等の不正な払戻しへの対応について</u>」（平成 20 年 2 月 19 日：全国銀行協会） ・「<u>資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン</u>」（令和 2 年 11 月 30 日：全国銀行協会） <p><u>Ⅱ－3－6－3 監督手法・対応</u></p> <p><u>（1）犯罪発生時</u></p> <p><u>連携サービスによる不正取引を認識次第、速やかに「犯罪発生報告書」にて、当局宛て報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>（2）問題認識時</u></p> <p><u>検査結果、犯罪発生報告書等により、銀行の連携サービスに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき追加の報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、被害が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、法第 26 条に基</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II-3-6 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>II-3-6-1 (略)</p> <p>II-3-6-1-1 (略)</p> <p>II-3-6-1-2 (略)</p> <p>II-3-6-1-3 プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の重要性 (略)</p> <p>(1) 制約のあるスケジュール システム統合を行う複数の銀行（以下II-3-6において「対象銀行」という。）の経営陣は、制約のあるスケジュールの下で、①経営戦略・ビジネスモデルの構築、②人事体制・リストラ計画の策定、③統合比率の決定等の重要な経営判断を迅速に行う必要があること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-3-6-2 主な着眼点</p>	<p><u>づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p>II-3-7 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>II-3-7-1 (略)</p> <p>II-3-7-1-1 (略)</p> <p>II-3-7-1-2 (略)</p> <p>II-3-7-1-3 プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の重要性 (略)</p> <p>(1) 制約のあるスケジュール システム統合を行う複数の銀行（以下II-3-7において「対象銀行」という。）の経営陣は、制約のあるスケジュールの下で、①経営戦略・ビジネスモデルの構築、②人事体制・リストラ計画の策定、③統合比率の決定等の重要な経営判断を迅速に行う必要があること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-3-7-2 主な着眼点</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(1) 取締役の責任分担及び経営姿勢の明確化 対象銀行の代表取締役は、上記Ⅱ-3-6-1のようなシステム統合リスクのリスク特性やプロジェクトマネジメントの重要性を正確に認識しているか。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) システム統合計画とその妥当性 ① 事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策 対象銀行の取締役会は、統合前のそれぞれのシステムの実態及びこれまでのシステム障害の事例等を踏まえ、システム統合において対顧客障害を起こさないという観点から、上記Ⅱ-3-6-1を踏まえ、事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策を講じた上で、システム統合計画を策定しているか。 事務・システム両面にわたり十分かつ保守的な移行判定項目・基準を策定しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 取締役の責任分担及び経営姿勢の明確化 対象銀行の代表取締役は、上記Ⅱ-3-7-1のようなシステム統合リスクのリスク特性やプロジェクトマネジメントの重要性を正確に認識しているか。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) システム統合計画とその妥当性 ① 事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策 対象銀行の取締役会は、統合前のそれぞれのシステムの実態及びこれまでのシステム障害の事例等を踏まえ、システム統合において対顧客障害を起こさないという観点から、上記Ⅱ-3-7-1を踏まえ、事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策を講じた上で、システム統合計画を策定しているか。 事務・システム両面にわたり十分かつ保守的な移行判定項目・基準を策定しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(11) 厳正な移行判定の実施</p> <p>① 対象銀行の統括役員及び部門は、Ⅱ－3－<u>6</u>－1を踏まえ安全性・安定性を確保するために適切に策定され、取締役会の承認を得た業務の移行判定基準（システムの移行判定基準を含む。）に従い、システムを含む統合後の業務運営体制への移行の可否を判断し、取締役会での承認を経て実行することとしているか。</p> <p>移行判定時までには、必要なテスト、リハーサル、研修及び訓練等（コンティンジェンシープランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。）が終了し、経営陣の判断するに当たっての不可欠な材料が全て揃うスケジュール・計画となっているか。</p> <p>移行判定の時期は、対外接続や顧客への対応も含めて、フォールバックが円滑に行われるよう、統合予定日から十分な余裕をもって遡って設定されているか。</p> <p>② （略）</p> <p>(12) ～ (15) （略）</p> <p>Ⅱ－3－<u>6</u>－3 監督手法・対応</p> <p>(1) ～ (4) （略）</p> <p>(5) システム統合に係る経営統合が当局の認可を要する場合 当該認可申請に対し、法令に基づく審査基準の範囲内で、シ</p>	<p>(11) 厳正な移行判定の実施</p> <p>① 対象銀行の統括役員及び部門は、Ⅱ－3－<u>7</u>－1を踏まえ安全性・安定性を確保するために適切に策定され、取締役会の承認を得た業務の移行判定基準（システムの移行判定基準を含む。）に従い、システムを含む統合後の業務運営体制への移行の可否を判断し、取締役会での承認を経て実行することとしているか。</p> <p>移行判定時までには、必要なテスト、リハーサル、研修及び訓練等（コンティンジェンシープランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。）が終了し、経営陣の判断するに当たっての不可欠な材料が全て揃うスケジュール・計画となっているか。</p> <p>移行判定の時期は、対外接続や顧客への対応も含めて、フォールバックが円滑に行われるよう、統合予定日から十分な余裕をもって遡って設定されているか。</p> <p>② （略）</p> <p>(12) ～ (15) （略）</p> <p>Ⅱ－3－<u>7</u>－3 監督手法・対応</p> <p>(1) ～ (4) （略）</p> <p>(5) システム統合に係る経営統合が当局の認可を要する場合 当該認可申請に対し、法令に基づく審査基準の範囲内で、シ</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>システム統合計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等その他 II-3-<u>6</u>-2 を踏まえた資料の提出を求め、システム統合リスク管理態勢に問題がないか審査し、必要に応じ所要の調整を経て、又は法第 54 条に基づき必要な条件を付して認可することとする。</p>	<p>システム統合計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等その他 II-3-<u>7</u>-2 を踏まえた資料の提出を求め、システム統合リスク管理態勢に問題がないか審査し、必要に応じ所要の調整を経て、又は法第 54 条に基づき必要な条件を付して認可することとする。</p>
<p>また、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法第 24 条に基づく報告を定期的に求めるものとする。</p>	<p>また、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法第 24 条に基づく報告を定期的に求めるものとする。</p>
<p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(6)・(7) (略)</p>
<p>II-3-<u>7</u> (略)</p>	<p>II-3-<u>8</u> (略)</p>
<p>II-3-<u>7</u>-1 (略)</p>	<p>II-3-<u>8</u>-1 (略)</p>
<p>II-3-<u>7</u>-2 (略)</p>	<p>II-3-<u>8</u>-2 (略)</p>
<p>II-3-<u>7</u>-3 (略)</p>	<p>II-3-<u>8</u>-3 (略)</p>
<p>II-3-<u>7</u>-4 (略)</p>	<p>II-3-<u>8</u>-4 (略)</p>
<p>II-3-<u>7</u>-5 (略)</p>	<p>II-3-<u>8</u>-5 (略)</p>
<p>III-4-1 1 銀行持株会社</p>	<p>III-4-1 1 銀行持株会社</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－１１－１ （略）</p> <p>Ⅲ－４－１１－２ 主な留意事項等 銀行持株会社の監督上の指針は、本監督指針の銀行に関する規定に準じるほか、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、特に以下の点に留意する。 （１）～（１２） （略）</p> <p>（１３）子銀行が合併等に伴いシステム統合を行う場合には、Ⅱ－３－<u>６</u>を踏まえた上で、システム統合リスク管理態勢を整備しているか。</p> <p>Ⅴ 協同組織金融機関</p> <p>Ⅴ－１－２ システム障害発生報告時における留意点 多くの協同組織金融機関においては、勘定系システムなど基幹システムの構築・運用等を地区毎に協同組織金融機関が共同で設立した事務センター（以下「共同センター」という。）に委託したり、内国為替及びＣＤオンライン提携に係る業界内のネットワークシステムや他業態システムと接続するネットワークシステムの構築・運用等を各業態の中央機関とその子会社であるシステムセンター（以下「業態センター」という。）に委託したりしている。</p>	<p>Ⅲ－４－１１－１ （略）</p> <p>Ⅲ－４－１１－２ 主な留意事項等 銀行持株会社の監督上の指針は、本監督指針の銀行に関する規定に準じるほか、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、特に以下の点に留意する。 （１）～（１２） （略）</p> <p>（１３）子銀行が合併等に伴いシステム統合を行う場合には、Ⅱ－３－<u>７</u>を踏まえた上で、システム統合リスク管理態勢を整備しているか。</p> <p>Ⅴ 協同組織金融機関</p> <p>Ⅴ－１－２ システム障害発生報告時における留意点 多くの協同組織金融機関においては、勘定系システムなど基幹システムの構築・運用等を地区毎に協同組織金融機関が共同で設立した事務センター（以下「共同センター」という。）に委託したり、内国為替及びＣＤオンライン提携に係る業界内のネットワークシステムや他業態システムと接続するネットワークシステムの構築・運用等を各業態の中央機関とその子会社であるシステムセンター（以下「業態センター」という。）に委託したりしている。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>このため、ひとたび共同センターや業態センターにおいてシステム障害が発生した場合には、その影響は業態全体に及ぶ可能性もあるほか、システム障害により直接、顧客に対して説明責任を負うことになる個別の協同組織金融機関においても、システム障害発生の原因分析や復旧作業及び再発防止策の策定について迅速かつ的確な対応ができないといった協同組織金融機関固有の弊害があると考えられる。</p> <p>従って、協同組織金融機関におけるシステム障害発生時等の対応については、原則としては、本監督指針のⅡ－３－４－１－３及びⅡ－３－<u>6</u>－３を準用することとするが、上記のような協同組織金融機関固有の事情を踏まえ、以下のような点にも留意することとする。</p> <p>V－１－２－２ システム統合時における留意点</p> <p>共同センターや業態センターを利用している協同組織金融機関同士がシステム統合をする場合や自営のシステムを共同センターに統合させる場合のシステムリスクは、自営のシステム同士を統合させる場合のシステムリスクに比べて大きな差異があると考えられることから、システム統合時における監督上の対応については、本監督指針のⅡ－３－<u>6</u>－３に沿って機械的・画一的に運用するのではなく、実態に即して対応するよう留意することとする。</p> <p>V－１－６ 準用一覧表 (略)</p>	<p>このため、ひとたび共同センターや業態センターにおいてシステム障害が発生した場合には、その影響は業態全体に及ぶ可能性もあるほか、システム障害により直接、顧客に対して説明責任を負うことになる個別の協同組織金融機関においても、システム障害発生の原因分析や復旧作業及び再発防止策の策定について迅速かつ的確な対応ができないといった協同組織金融機関固有の弊害があると考えられる。</p> <p>従って、協同組織金融機関におけるシステム障害発生時等の対応については、原則としては、本監督指針のⅡ－３－４－１－３及びⅡ－３－<u>7</u>－３を準用することとするが、上記のような協同組織金融機関固有の事情を踏まえ、以下のような点にも留意することとする。</p> <p>V－１－２－２ システム統合時における留意点</p> <p>共同センターや業態センターを利用している協同組織金融機関同士がシステム統合をする場合や自営のシステムを共同センターに統合させる場合のシステムリスクは、自営のシステム同士を統合させる場合のシステムリスクに比べて大きな差異があると考えられることから、システム統合時における監督上の対応については、本監督指針のⅡ－３－<u>7</u>－３に沿って機械的・画一的に運用するのではなく、実態に即して対応するよう留意することとする。</p> <p>V－１－６ 準用一覧表 (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行				改 正 後			
(別紙6)				(別紙6)			
業態別の準用一覧表				業態別の準用一覧表			
(摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)				(摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)			
項 目	準用状況			項 目	準用状況		
	信金	信組	労金		信金	信組	労金
II 銀行監督上の評価項目				II 銀行監督上の評価項目			
II-1 経営管理（ガバナンス）	○	○	○	II-1 経営管理（ガバナンス）	○	○	○
II-2 財務の健全性等				II-2 財務の健全性等			
II-3 業務の適切性				II-3 業務の適切性			
II-3-1 法令等遵守	○	○	○	II-3-1 法令等遵守	○	○	○
II-3-2 利用者保護等				II-3-2 利用者保護等			
II-3-3 事務リスク	○	○	○	II-3-3 事務リスク	○	○	○
II-3-4 システムリスク				II-3-4 システムリスク			
II-3-5 インターネットバンキング	○	○	○	II-3-5 インターネットバンキング	○	○	○
(新設)				II-3-6 外部の決済サービス事業者等との連携	○	○	○
II-3-6 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント	○※1	○※1	○※1	II-3-7 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント	○※1	○※1	○※1
II-3-7 危機管理体制	○	○	○	II-3-8 危機管理体制	○	○	○
※1 「II-3-6-2 (15) 銀行持株会社による統括機能」を除く ※2 業域・職域信組を除く ※3 「IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点」を除く				※1 「II-3-7-2 (15) 銀行持株会社による統括機能」を除く ※2 業域・職域信組を除く ※3 「IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点」を除く			
V-3-6 監督指針の準用				V-3-6 監督指針の準用			
V-3-6-1				V-3-6-1			

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>信用金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－３－１－５、Ⅱ－３－<u>6</u>－２（15）、Ⅲ－１－４、Ⅲ－１－６、Ⅲ－１－７（１）及び（２）、Ⅲ－４－９－２、Ⅲ－４－９－３、Ⅲ－４－１１、Ⅲ－４－１４、Ⅲ－４－１７並びにⅣ－５－２－４を除く。）及び様式（４－１０－１－１～４－１０－３－２を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>V－４－７ 監督指針の準用</p> <p>V－４－７－１</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－３－１－５、Ⅱ－３－<u>6</u>－２（15）、Ⅲ－１－４、Ⅲ－１－６、Ⅲ－１－７（１）及び（２）、Ⅲ－４－９－２、Ⅲ－４－９－３、Ⅲ－４－１１、Ⅲ－４－１４、Ⅲ－４－１７並びにⅣ－５－２－４を除く。）及び様式（４－１０－１－１～４－１０－３－２を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ－５については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）。</p> <p>V－５－５ 監督指針の準用</p> <p>V－５－５－１</p>	<p>信用金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－３－１－５、Ⅱ－３－<u>7</u>－２（15）、Ⅲ－１－４、Ⅲ－１－６、Ⅲ－１－７（１）及び（２）、Ⅲ－４－９－２、Ⅲ－４－９－３、Ⅲ－４－１１、Ⅲ－４－１４、Ⅲ－４－１７並びにⅣ－５－２－４を除く。）及び様式（４－１０－１－１～４－１０－３－２を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>V－４－７ 監督指針の準用</p> <p>V－４－７－１</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－３－１－５、Ⅱ－３－<u>7</u>－２（15）、Ⅲ－１－４、Ⅲ－１－６、Ⅲ－１－７（１）及び（２）、Ⅲ－４－９－２、Ⅲ－４－９－３、Ⅲ－４－１１、Ⅲ－４－１４、Ⅲ－４－１７並びにⅣ－５－２－４を除く。）及び様式（４－１０－１－１～４－１０－３－２を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のⅡ－５については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。）。</p> <p>V－５－５ 監督指針の準用</p> <p>V－５－５－１</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>労働金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－３－１－５、Ⅱ－３－<u>６</u>－２（15）、Ⅱ－５、Ⅲ－１－４、Ⅲ－１－６、Ⅲ－１－７（１）及び（２）、Ⅲ－４－９－２、Ⅲ－４－９－３、Ⅲ－４－１１、Ⅲ－４－１４、Ⅲ－４－１７並びにⅣ－５－２－４を除く。）及び様式（４－１０－１－１～４－１０－３－２を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、Ⅴ－２を準用することとする。</p>	<p>労働金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで（Ⅱ－３－１－５、Ⅱ－３－<u>７</u>－２（15）、Ⅱ－５、Ⅲ－１－４、Ⅲ－１－６、Ⅲ－１－７（１）及び（２）、Ⅲ－４－９－２、Ⅲ－４－９－３、Ⅲ－４－１１、Ⅲ－４－１４、Ⅲ－４－１７並びにⅣ－５－２－４を除く。）及び様式（４－１０－１－１～４－１０－３－２を除く。）・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、Ⅴ－２を準用することとする。</p>